

議案第14号関連資料

明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等に伴い、国の基準省令が一部改正されました。その影響を受ける関係条例について、所要の整備を行なおうとするものです。

1 改正する条例

- ① 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ② 明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ④ 明石市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤ 明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑥ 明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑦ 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の概要

下記について、国の基準省令に合わせた改正を行います。

- (1) 運営基準の追加等【①③④⑤⑥⑦】
障害者支援施設、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス等
- (2) 医療型児童発達支援を全ての障害児を対象とする児童発達支援へ一元化【⑤】
- (3) 就労選択支援の創設・サービスの基準を追加【①②】

3 施行期日

(1)、(2)の施行期日は、令和6年4月1日。

(3)の施行期日は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日。